



□□□ 被災地へTEC-FORCE(建築物判定班)を派遣 □□□

熊本地震の被災地において、余震時の建物の倒壊や落下物による2次災害の防止を目的とした「被災建築物応急危険度判定」を実施するため、中部地方整備局は営繕部と建政部の職員で構成するTEC-FORCE(建築物判定班)を派遣しました。

◇◆◆◆◇ 目 次 ◇◆◆◆◇

- 営繕調査官 所感
- 計画課・建政部住宅整備課 **【共同寄稿】**
 - 熊本地震被災地へのTEC-FORCE(建築物判定班)を派遣
 - TEC-FORCE(建築物判定班)報告会を開催
- 調整課・静岡営繕事務所
 - 平成28年度 BIMMS-N説明会を開催しました！
 - ～ 名古屋会場・静岡会場 ～
- 整備課
 - 営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行について
 - 官庁営繕部の基準類の改定について
- 技術・評価課 適切な工事発注への取組について
- 保全指導・監督室
 - 平成28年度中部地区官庁施設保全連絡会議について



営繕調査官 所感

中部地方整備局
営繕調査官 小野寺 幸治

4月1日付で本省官庁営繕部から異動してまいりました。中部地方整備局は10年ぶり2回目の勤務です。どうぞよろしくお願いいたします。

4月に熊本で大地震が発生しました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々の生活が早くもとに戻るよう、早期復興を祈念します。

熊本地震では、住宅に加えて公共の建物も大きな被害を受けました。防災拠点だけでなく、住民の避難場所（体育館等）も被災し、駐車場で車中泊を余儀なくされた方々もおられました。また、庁舎が被災したため、罹災証明などの各種手続きが進まず、復旧の早期着手に支障が生じました。今回の地震は、公共の建物が防災拠点機能だけでなく、市民生活における安全・安心の確保や行政機能の継続のため様々な役割を担っていることを改めて認識させるものでした。

こうした役割を果たすための耐震改修の重要性は言うまでもありませんが、他方で財政難の問題があります。既に一部の自治体では、本庁舎全体を防災拠点として耐震改修するのではなく、必要な機能のみをコンパクトに集約した防災庁舎の新築、BCP（業務継続計画）を策定して庁舎のバックアップ機能を確保するなどの対策を採っています。耐震化に関する様々な選択肢に対応できるよう、柔軟な発想がこれまで以上に求められるものと思われれます。

また、熊本地震では、耐震改修済みの庁舎や体育館などが被災し、使用不能となった事例がありました。防災拠点（庁舎）では、災害後も継続して使用できることを耐震改修の目標としています。今回のケースが、震度7が連鎖的に発生したことによるのか、あるいはそれ以外の理由があるのか、今まで我々が行ってきた耐震改修の有効性を確認する上でも、これから本格化する技術的な検証結果を注視していく必要があると感じました。

今回の地震では、各地方整備局からTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）として、被災建築物の応急危険度判定を行うために職員（全地方整備局で33名、うち中部地方整備局6名）が熊本市内へ派遣されました。住宅についても多数の危険度判定を行う中、住民の方々から説明を求められ、できるだけ丁寧に対応したそうです。判定作業はマニュアルをベースとしつつも、常日頃積み重ねた技術的知見などがこうした応用動作（説明）に活かされたのではないかと思います。本当に頭が下がります。

さて、今回のような地震が中部管内で発生した場合にどう動くか、ということも重要な視点です。紙幅が尽きてきましたので、東北地方整備局が東日本大震災の経験をまとめた「災害初動期指揮心得」に、事前準備と災害時（本番）の対応との関係が非常に印象深い表現で書かれていますので紹介します。

備えていたことしか、役には立たなかった。

備えていただけでは、十分ではなかった。

この本は、AmazonのKindleで無料配信されていますので是非ご一読ください。

平時に非常時のことを考え続けるのは正直疲れます。結局、非常時に役に立つのは、日常業務を通じて得られる技術的知見、経験や体験、連絡網や人的ネットワークであり、これらを非常時にも役立てようという意識を頭の片隅に置いておくことが重要なのだと思います。

堅い話ばかりになりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

☆熊本地震被災地へ TEC-FORCE(建築物判定班)を派遣☆

～ 営繕部と建政部の判定士が協働で判定作業を実施 ～

営繕部 計画課、建政部 住宅整備課

1. はじめに

熊本地震の発生後、余震時の建物の倒壊や落下物による2次災害の防止を目的とした「被災建築物応急危険度判定」を実施するため、中部地方整備局は被災地へ TEC-FORCE(建築物判定班)の派遣を実施した。

派遣職員は、営繕部と建政部の職員の中からそれぞれ判定士1名を選定し、ロジ担当として営繕部職員1名を加えた3名で1つの判定班を構成し、計2班を派遣した。

第1班は4月22日～26日(判定実働3日、前後移動日)の間に熊本市西区を、第2班は4月25日～29日(判定実働3日、前後移動日)、熊本市東区及び益城町において判定作業を行った。

2. 熊本市の判定本部の状況

中部地整第1班が4月23日の早朝に熊本市役所内に設置された判定本部に到着すると、全国の地方整備局等から派遣された TEC-FORCE(建築物判定班)をはじめ、全国の地方公共団体及びUR都市機構の職員でごった返していた。

まだこの時点では、民間の建築設計事務所等の判定士を見かけることは少なく、行政職員を主体として判定作業が本格的に行われ始めた時期であった。

判定本部内で、各判定班が担当する判定エリアを割り振るコーディネーターは、通常土地勘のある被災市町の職員が担当する方が効率的だが、そのコーディネーターが不足しており、中部地整第1班の判定エリアの割り振りは、UR都市機構の派遣職員が代行されていた。判定士からの問い合わせに対して、市職員に確認しないと即答できない場合も多々あり、その対応にご苦労されているのではと推測した。

南海トラフ巨大地震時においては判定士の確保と共に、判定作業をマネジメントするコーディネーターの確保も重要であることを痛感した。



全国の地方整備局等から集まった
TEC-FORCE(建築物判定班)第1陣



熊本市判定本部内の状況
(コーディネーターはURからの派遣職員)

3. 判定作業にあたって

判定エリア内には高層マンション、戸建て住宅、ホテル、商業ビル等々の様々な用途があったが、その中からいくつかの判定作業状況を記載する。

3-1. 高層マンションの判定

中部地整第1班が最初に判定したのが、高層マンションでした。マンション場合、外部のみの確認では全般的は被害状況を把握することが出来ない。共用部分の確認には、管理人に許可を得て解錠してもらわなければならないが、不在の場合等においては建物内部の共用部分にも入ることが出来ない。

そこで外部確認時に入居者を見かけたらすぐに挨拶し、内部の被害状況を積極的にお伺いし、質問等にもわかる範囲で丁寧に対応することを心掛けた。

入居者をお願いして共用部分を解錠してもらい、最上階から順次確認を行った。更に各階で出会った入居者にも被害状況をお聞きすることが出来たので、かなり正確に被害状況を把握することが出来た。

判定結果はお会いした入居者の皆さまに丁寧に説明した上で判定表示を貼った。



マンションの入居者に被害状況を聞く



各階の入居者に被害状況を聞く

3-2. ペットのいる戸建て住宅

ペットの居る家庭の場合、余震が怖くても「ペットの鳴き声やトイレの問題」等で避難所へ行かない(行けない)被災者が多数いる。今回判定したご家庭は、建物構造部には損傷がなく引き続き住んでいても問題はなかったが、例えば遠方の親戚にペットを預かってもらう等の対策を講じておかないと、被災者自身の安全に重大な影響を及ぼす事態に陥りかねない。

3-3. ある商業施設の場合

商業施設(商店・旅館等)の場合、危険(赤)や要注意(黄)の判定表示が経営に悪影響を与える場合がある。一般の方の中には「危険(赤)判定だと建物を取り壊さないといけない」と誤解している人もいる。

今回の判定においてある商業施設の場合、構造体は損傷が全くなかったが、玄関部分の瓦が一部破損し落下危険があった。そこでオーナーに状況を説明したところ、「すぐ破損部分を除去する手配を取る」との回答を得たので、調査済(緑)の用紙に、「瓦破損部に落下危険有り。至急破損部の瓦除去が必要。」と記載して貼ることにした。



ペット(犬)のいる戸建て住宅の判定



商業施設の判定(オーナーに事情説明)

3-4. その他の状況等について

- ① 無傷の建物の隣で、耐震性の乏しい建物に壊滅的な被害が発生している事例がいくつもあり、耐震改修工事の必要性を痛感した。
- ② コンクリートブロック塀の倒壊が目立った。その状況を詳しく見ると、鉄筋の錆が著しいものや有効な控え柱の無いものが多かった。
- ③ 管理放棄された空き家で大きく破損したり傾いたりした物件が複数あった。近隣住民が「このままで放置されるのではないかと心配されていた。」
- ④ 雨天日の判定作業は作業効率が低下する。レインコートだけでは「判定用紙が濡れてしまう」ので、透明のビニール傘も持参する必要がある。



無傷の建物の隣で、大きく破損した建物



コンクリートブロックの倒壊が目立つ



管理放棄された空き家が大きく損傷



雨天時は作業効率が低下

4. 南海トラフ巨大地震に向けての課題・教訓

熊本地震における想定外の事項としては、当初本震と思われていた最初の地震後、更に大きい地震が発生したことである。

本震により被災地へ向う道路が土砂崩れで寸断される等、被害が拡大したことで本格的な判定作業の着手が遅れたことは否めない。

一方で、多くの判定士が被災地へ向かっている、あるいは本格的に判定作業に着手している最中、本震が発生する事態となれば多くの判定士が被災する事態も想定された。

南海トラフ巨大地震は3連動が懸念されているが、過去には最初の地震発生後、数分から2年程度の間隔で次の地震が連動して発生している。

複数の地震連動に備え、例えば判定作業着手のタイミングや、「震度6弱以上の余震が発生した場合は、(何度でも)再判定を行うのか」等を、平時に判定要領に明記して発災後の混乱回避に努める必要があると感じた。

☆TEC-FORCE(建築物判定班)報告会(勉強会)を開催☆

営繕部 計画課、建政部 住宅整備課

1. はじめに

平成28年6月15日、熊本地震における「被災建築物応急危険度判定」のために被災地へ派遣された TEC-FORCE(建築物判定班)の報告会と勉強会を行った。

中部地方整備局から判定作業のための建築関係職員の派遣は、平成16年の新潟県中越地震時以来、実に12年ぶりとなる。

今回の派遣において把握できた現地の状況、判定作業における意見や感想、そこで得られた教訓や課題等はいへん貴重なものであり、次期派遣時に役立てるため建築関係職員に的確に伝達し、南海トラフ巨大地震に備えたいとの目的で開催した。

2. 被災建築物応急危険度判定勉強会

報告会に先立ち、「被災建築物応急危険度判定」の勉強会を併せて実施した。

判定制度の目的や作業内容等を把握すると共に、各県で実施されている判定士登録講習会では説明されない、「広域支援のしくみ」や被災者にとって誤解されやすい「被災後の他の判定制度」について参加職員間で共有した。

現地であった被災者は、被災後の建築物の「3つの判定」(「被災建築物応急危険度判定本判定」のほか、「り災証明のための判定」、「被災度区分判定」)の区別を理解している方はいなかった。その中でも、全壊・大規模半壊・半壊の被害を認定する「り災証明のための判定」は、その後被災者が受け取る支援金の額に直結するため、極めて関心が高く現地での問い合わせも多かった。

また、建物の判定とは別に宅地の被災を判定する、「被災宅地応急危険度判定」が存在することもほとんど知られていない。

これらについて、事前に把握しておく必要性を感じ、次回(将来)の派遣に備えこの機会に把握することとした。

3. 判定作業の報告会

今回派遣された2つの建築物判定班毎に、下記の事項を説明した。

- ① 被災市の判定本部の状況
- ② 建物用途別に判定作業状況や出会った被災された方々の心配事
- ③ 被災者への対応方法
- ④ 熊本地震で得られた教訓と、南海トラフ巨大地震への備えに関する問題提起 等
(※ ①～④の内容は、前に記載の「熊本地震被災地へ TEC-FORCEを派遣」参照)



報告会の様子



現地での判定結果の説明状況

平成28年度 BIMMS-N説明会を開催しました！

(名古屋会場・静岡会場)

営繕部 調整課
静岡営繕事務所

国の建物のデータベースである「官庁施設情報管理システム」(以下「BIMMS-N」という)の操作説明を、国家機関の施設管理を初めて担当される方を対象に開催しました。

参加者の皆さまには、「保全実態調査の入力方法」や「中長期保全計画の作成方法」などの説明を聞きながらパソコンを一人一台使用し、BIMMS-Nを操作していただきました。

1. BIMMS-Nの機能については以下の項目を説明しました。

- 1) 保全実態調査
- 2) 保全実態調査入力・報告
- 3) 中長期保全計画作成
- 4) 点検記録情報管理
- 5) 修繕履歴情報管理
- 6) 点検リマインダー機能



【名古屋会場】

会場	開催日時	開催場所	参加者数
名古屋	6/1(水)～6/3(金) 14:00～16:30	Winスクール栄校	44名
静岡	6/10(金) 13:30～16:00	静岡市産学交流センター	16名
計			60名

2. BIMMS-Nの機能改良点

- 1) 法定点検未実施施設について実施率の向上を図るために「点検リマインダー機能」を新たに追加しました。
 - ①建物規模の入力により、必要な法定点検の内容を表示
 - ②法定点検の未実施施設には、注意喚起メッセージを表示 等
- 2) 基礎情報について充実を図るために以下の点を改良しました。
 - ①基礎情報の調査のみ実施する施設について、今後は報告対象とする。
 - ②「インフラ行動計画対象施設」のチェック欄追加(施設管理者記入)
 - ③「被災情報伝達対象」「優先対応施設」「震度観測点」のチェック欄追加(国交省記入)

3. アンケート結果

参加者のアンケートより、

- ・PCを利用しての演習が判りやすく、操作方法等不明な点を解決できた。
- ・今年度、中長期保全計画を策定する必要があると認識できた。

等のご意見と参加してよかったなどの感想を多数いただきました。

- 来年度もこの時期に開催予定です。初めて保全担当者となりBIMMS-N操作をされる方や、操作を再確認したい方など是非ご参加ください。



【名古屋会場】



【静岡会場】



【補助者によるサポートの様子】

営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行について

官庁営繕部の基準類の改定について

営繕部 整備課

◇営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行について◇

営繕工事においては、従前から発注者が行う予定価格の積算の透明性及び妥当性を確保するとともに、入札参加者が行う入札価格の積算及び工事費内訳書の作成の効率化を図るため、発注者において、入札時に積算数量を参考資料として公開してきたところです。この度、公共工事の品質確保に当たっては、公正な契約を適正な額の請負代金で締結する等信義に従って誠実に履行するという公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、積算数量に関する協議の円滑化に資するため、営繕工事において入札時積算数量書活用方式を平成28年4月1日より試行することとしました。

■営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行■

従前より数量について公開に取り組んでいましたが、参考数量であることから契約後に変更に応じないなど発注者による対応のばらつきがあったため、受注者より変更対応してほしいとの要望がありました。

このため、入札時積算数量書を入札参加者に示し、工事費算定時にその活用を促すとともに、数量書の数量に疑義があるときは協議の対象とし、必要な場合は契約変更を行うことを契約事項として定めることとしました。

国土交通省

営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行

背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」との基本理念に規定された。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつきがあった。

入札時積算数量書活用方式(試行) ※4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事に適用
・地方公共団体等に対して本取組みについて周知

概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議^{※1}し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを**契約事項**とする。
※受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用した場合に可能

効果

- 円滑な変更協議によって、適正な数量に基づいた請負代金額となり、工事目的物の品質確保及び契約の適正化に寄与する。
- 発注者が示す数量書の活用促進により、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

今後の取組み

- 試行を通じ、受注者等からの意見・要望や課題等を把握し、必要に応じ改善を図る。
- 地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進を図る。

■「入札時積算数量書活用方式」の概要■

入札説明書の別添として入札時積算数量調書を位置づけることとしました。同数量を工事費算定に活用してもらうとともに、契約書に数量に疑義がある場合は受発注者の協議の対象とすることを明示し、必要があれば請負代金額の変更を行うことができることとしました。ただし契約数量ではないので、数量を完成検査の対象としません。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001126887.pdf>

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001128809.pdf>

国土交通省

「入札時積算数量書活用方式」の概要

本方式の概要

- 入札時積算数量書を入札説明書の別添として公開
- 入札参加者は、入札時積算数量書の積算数量を活用して工事費内訳書を作成
- 契約書において、入札時積算数量書に疑義が生じた場合の協議等を規定

【入札時公開資料】

【設計図書】

図面 仕様書 現場説明書

入札説明書

「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である旨等を明記

入札説明書別添

入札時積算数量書

入札

入札参加者は、発注者が示す**入札時積算数量書**の積算数量を活用
※入札時積算数量書の活用は入札条件ではない

入札時積算数量書を、契約書に位置づけ(参考資料ではない)

【契約】

【設計図書】

図面 現場説明書 仕様書 質問回答書

【工事請負契約書】

「**入札時積算数量書**」に疑義が生じた場合の確認の請求、受発注者の協議、訂正等について明記

第18条の2第2項
前項(受注者からの確認の請求)は、**入札時積算数量書**における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した**工事費内訳書**における当該数量が同一であると確認できた場合のみに行うことができる

積算数量に疑義 → 必要に応じて、協議を行い、「入札時積算数量書」を訂正 → 必要に応じて、請負代金額の変更

注1) 赤字は「入札時積算数量書活用方式」の取組みに関して記載したものを。
注2) 入札時積算数量書には、別添明細が含まない。

◇官庁営繕部の基準類の改定等について◇

営繕関係では、基準類については定期的に見直されるものや、実情に応じて必要なときに策定されるものがあります。このほかに時期に合わせ適切な施策の推進のため、通知を発出する場合があります。昨年度末からいくつかの基準類が改定または、新たに策定されましたので、そのうちの一部についてご紹介します。

■公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）■

建築物の品質確保、施工の合理化等のために、官庁施設等の新築工事に使用される材料・機材・工法・試験等について標準的な仕様を示したものです。3年ごとに改定しており、H28年版が発行されました。

（建築工事編）→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_seibi_h25hyoujyun.html

（電気設備工事編）→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000017.html

（機械設備工事編）→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000058.html

■公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）■

改修工事に特化して編集された標準仕様書です。3年ごとに改定しており、H28年版が発行されました。

（建築工事編）→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000074.html

（電気設備工事編）→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000019.html

（機械設備工事編）→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000018.html

■公共建築木造工事標準仕様書■

建築物の品質確保、施工の合理化等のために、木造の公共建築工事に使用する材料等について標準的な仕様を定めたものです。

→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_seibi_h25mokuzouhyoujyun.html

■建築工事標準詳細図集■

官庁施設のうち庁舎の建築設計を行うに当たり、設計の質の確保、能率の向上、寸法の統一を図ること等を目的に、使用頻度の高い詳細を標準化したものです。

→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

■公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（機械設備工事編）■

設計図書作成の省力化及び施工の合理化を目的として、官庁施設等の設備工事で標準的に使用される機材の形式、形状等及び施工要領を示したものです。

（電気設備工事編）→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000020.html

（機械設備工事編）→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000021.html

■雨水利用・排水再利用設備計画基準■

官庁施設における雨水利用設備及び排水再利用設備の計画等にあたっての標準的な手法を示したものです。

→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk7_000005.html

■営繕工事写真撮影要領■

営繕工事の品質確保を目的に、工事施工における工事写真の整備にあたり、撮影及び整理に必要な事項を定めたものです。

→<http://www.mlit.go.jp/common/001125266.pdf>

適切な工事発注への取組について

営繕部 技術・評価課

営繕工事の発注段階において、適切な工事発注のため実施している取組を紹介します。

①官庁営繕工事・業務メールマガジン配信

営繕工事・業務の最新の調達情報を入札参加を検討される方々に届ける「官庁営繕部発注情報メール配信サービス」を開始しました。

入札公告日に[1]工事名称、[2]工事種別・工事の等級区分・施工場所、[3]技術資料（工事）の提出締切日の情報を配信しています。

入札参加希望者は、あらかじめ希望する条件を設定しておくことで、該当する工事の情報が自動的に配信されるため、広くタイムリーに情報を得て、入札参加の検討を行うことができます。発注者側は入札参加者の増加（競争性の向上）が期待できます。



[営繕部ホームページ]

②「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン」説明会

このガイドラインは総合評価落札方式の実施にあたって、中部地方整備局における具体的な運用をとりまとめたものですが、より適正な工事発注のため、社会情勢等をふまえ、毎年度内容を見直しています。

今年度も「企業・技術者の工事成績の評価期間の拡大」などの改正を行いました。それらの改正点を中心に建設業等関係者を対象として、5月24日に中区役所ホール、5月30日に静岡県総合社会福祉会館にて説明会を行いました。

当日は両会場で520名の参加者があり、質疑応答では入札説明書の表記など、実務に携わるなかでの質疑や要望も出され、受発注者双方にとって有意義な意見交換ができました。



これらの取組を通して、入札及び契約手続きの透明性および競争性を向上させることにより、工事の品質確保につながると考えています。

平成28年度中部地区官庁施設保全連絡会議について

営繕部 保全指導・監督室

営繕部では、国家機関の保全担当者等を対象に、保全に関する情報提供や意見交換を行う場として、毎年「中部地区官庁施設保全連絡会議」を開催しています。平成28年度中部地区官庁施設保全連絡会議は、下記のとおり開催しますのでお知らせいたします。

1. 日時

(1)三重ブロック(津会場)

- 1) 日時：平成28年7月27日(水) 13:30～16:00
- 2) 場所：津合同庁舎/3階大会議室(三重県津市丸之内26-8)

(2)静岡ブロック(静岡会場)

- 1) 日時：平成28年8月3日(水) 13:30～16:00
- 2) 場所：静岡県コンベンションアーツセンターグランシップ/9階会議室910
(静岡県静岡市駿河区池田79-4)

(3)愛知・岐阜ブロック(名古屋会場)

- 1) 日時：平成28年8月4日(木) 14:00～16:30
- 2) 場所：名古屋合同庁舎第2号館/3階共用大会議室
(愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1)

2. 議題(案)

- (1) 国家機関の建築物等の保全の現況、国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)
 - (2) 官庁施設の地震・津波対策と施設管理者の役割、被災情報伝達(案)
 - (3) 保全の基準類、建基法一部改正に伴う点検資格者の見直し
 - (4) 平成28年度保全実態調査、官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の活用
 - (5) 環境施策の動向
 - (6) 建築物の不具合の事例紹介
- * 建物の保全・維持管理等についての疑問・不明点にお答えする「保全相談コーナー」を開設します。



▲昨年の中部地区官庁施設保全連絡会議の様子

公共建築相談窓口も設置しておりますのでご遠慮なく相談してください。

電話番号：052-953-8197 (営繕部 計画課)

E-mail：eikei85@cbr.mlit.go.jp

詳しい業務内容等につきましては、ホームページもご覧ください。

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/index.htm>)

事務局：中部地方整備局営繕部 計画課

電話番号：052-953-8186 e-mail：keikaku@cbr.mlit.go.jp